※市外局番は書いてあるものを除きすべて042です。

第5次長期総合計画策定支援業務委託の公募型プロポーザルを実施します

市では、「第5次長期総合計画」を策定するため、同計画の策定支援業務委託に係る事業者を公募型プロポーザル方式により募集します。参加を希望する事業者は、5月14日（月）～25日（金）に市ホームページに掲載する「東久留米市第5次長期総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」などに沿って、5月25日（金）午後5時までに、参加表明書などの必要書類を企画調整課（市役所4階）へ提出してください。

詳しくは同課☎470・7702へ。

第70回防犯少年野球大会参加チームを募集します

市防犯協会が主催する恒例の防犯少年野球大会が、今年も開催されます。野球を通じて少年の健全育成を図り、非行を防止することを目的とする大会です。今年も多くのチームの参加をお待ちしています。

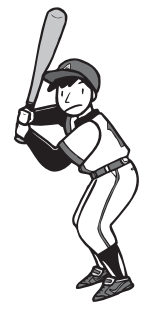

【日程】7月7日（土）・8日（日）・14日（土）（7日は開会式も開催。予備日は15日）

【会場】滝山球場、白山球場

【内容】Aグループ（中学生）、Bグループ（小学5・6年生）、Cグループ（小学4年生以下）に分け、グループごとのトーナメント戦

【参加資格】次のすべてに該当するチーム①5月1日現在、市内在住・在学の方②スポーツ傷害保険に加入していること▼**チーム編成**①監督を含めて1チーム25人以内②監督は20歳以上で、複数のチームを兼任しないこと③監督以外の保護者（コーチ）が2・3人参加すること④監督不在の場合は代理者を出すなど、試合に万全の体制で対応すること⑤試合の前後、審判に協力できること

【参加費】1チーム3000円（監督会議当日に集金、納入後は返金不可）

【ご注意】トーナメント抽選は6月17日（日）午後6時から、生涯学習センターで。監督会議も同時に実施します

申し込みは6月1日（金）までに、防災防犯課（市役所2階）で配布する実施要領に沿って、電子メールで送信を。

詳しくは同課☎470・7769へ。

社会教育活動団体の主催者の皆さんへ「主催者賠償責任保険」にご加入ください

市では、社会教育活動を実施する際に、主催者（責任者や指導者など）が、安心して活動できるよう「社会教育活動主催者賠償責任保険制度」を実施しています。

【保険期間】7月1日（日）午後4時～31年7月1日（月）午後4時

【補償内容】①**対人・対物の損害てん補限度額**＝1事故につき2億円（免責0円）②**人格権侵害てん補限度額**＝1事故につき100万円（免責1000円）

【補償対象】①主催者の過失により生じた事故などに対する損害賠償②裁判になったときの訴訟費用

※ただし、使用する施設の工事などによって生じた事故や天変地異による事故など、対象外になる事由もあります。

【加入対象】次の①～⑤の活動を行う団体の主催者

①子ども会②スポーツ③社会教育④社会奉仕⑤青少年健全育成

※主催者の半数以上が市内在住・在勤・在学の方で構成される場合に限ります。

掛け金は全額市が負担します。なお、この保険は傷害保険ではありません。

申し込みは土曜・日曜日、第4月曜日を除く6月1日（金）～15日（金）の午前9時～正午と午後1時～5時に、代表者の認め印、団体の会則・規約、主催者の名簿を持参の上、市文化協会（生涯学習センター内）へ。

※30年度から、受け付けは市文化協会に変わります。

詳しくは同協会事務局☎477・4700または市生涯学習課☎470・7784へ。

国民年金だより

年金手帳は大切に保管してください

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。国民年金や厚生年金に加入すると同番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況などが同番号で登録されます。

年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。年金手帳を紛失または破損したときは、次の窓口で年金手帳の再交付を申請してください。

▼**厚生年金保険などの被保険者**＝勤務する事業所を経由または直接事業所の所在地を管轄する年金事務所へ

▼**国民年金第1号被保険者または任意加入被保険者**＝保険年金課（市役所1階）または年金事務所へ

詳しくは武蔵野年金事務所☎0422・56・1411へ。

都営住宅（地元割当）への入居者を募集します

5月22日（火）から都営住宅の入居者を次の通り募集します。

【募集住戸】家族向け（3人以上）

【所在地・募集戸数など】柳窪一丁目（柳窪1ノ9）＝1戸（3DK）

【申し込み資格】市内居住で同居親族がいることなど。詳細は募集案内をご覧ください

【募集案内の配布期間・場所】土曜・日曜日を除く5月22日（火）～29日（火）に、都市計画課（市役所5階、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、東部地域センターで配布

申し込みは5月31日（木）までに（必着）、募集案内に折り込みの申込書・申し込み用封筒（宛先不要）に必要事項を記入の上、郵送してください。窓口での受け付けはできません。

詳しくは同課計画調整担当☎470・7762へ。

国民健康保険 29年11月分の診療費をお知らせします

◎一般被保険者

【診療件数】2万4812件

【診療費】5億9158万9855円▼**1件当たりの金額**＝2万3843円（前年度比98・9％）

◎退職被保険者

【診療件数】296件

【診療費】684万1440円▼**1件当たりの金額**＝2万3113円（前年度比52・3％）

※出典は国民健康保険毎月事業状況報告（2月報）。

詳しくは保険年金課☎470・7733へ。

多摩パブリック法律事務所 創立10周年記念無料法律相談会

弁護士による無料法律相談会を行います。金銭トラブル、不動産関係、相続、離婚、成年後見、事業者向け法務、労働問題、刑事事件、債務整理など、気軽にご相談ください。

【日時】6月15日（金）午後5時～9時、16日（土）午前10時～午後4時

【会場】多摩パブリック法律事務所（立川市曙町二丁目）

【定員】先着84人（事前予約制）

申し込みと詳しくは5月28日（月）から電話で同事務所☎042・548・2450（土曜・日曜日を除く午前9時半～午後7時）へ。

おわびと訂正

広報4月15日号に折り込まれた「平成30年度東久留米市地域包括ケア特集～このまち東久留米でこれからも～」の3面、「（中部）ひばりが丘団地自治会の取り組み」の対象者の要件に誤りがありました。

正しくは「65歳以上の方に」です。

おわびして訂正いたします。

詳しくは介護福祉課地域ケア係☎470・7777（内線2501～2503）へ。

6月のお気軽に無料相談

相談内容・定員	相談員	予約開始日	相談日	時間	会場	問い合わせ先
法律相談（各日8人）	弁護士	5月31日（木）	6日（水）13日（水）	午前10時から	市役所2階相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課☎470・7738
		6月14日（木）	20日（水）27日（水）			
不動産・相続・会社の登記等相談（5人）	司法書士	5月29日（火）	6日（水）	午後1時から		
表示登記・土地の境界等相談（4人）	土地家屋調査士			午前10時から		
相続・遺言・成年後見等手続き相談（5人）	行政書士	6月7日（木）	13日（水）	午後1時から		
税務相談（5人）	税理士	6月12日（火）	20日（水）			
人権・身の上相談（4人）	人権擁護委員	6月14日（木）	20日（水）	午後1時半から		
不動産取引相談（5人）	宅地建物取引士	5月31日（木）	7日（木）	午後1時から		
交通事故相談（5人）	弁護士	6月21日（木）	27日（水）			
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談（4人）	社会保険労務士			午前10時から		
女性の悩みごと相談（各日3人）	女性カウンセラー	5月23日（水）	4日（月）	午前10時～午後1時	市役所2階相談室	各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター☎472・0061
			11日（月）	午後1時半～4時半		
		6月6日（水）	18日（月）25日（月）			
女性弁護士による法律相談（3人）	女性弁護士	5月18日（金）	1日（金）	午前9時半～午後0時半		
経営相談	市商工会経営指導員	前日までに	平日	午前10時～午後4時	東久留米市商工会館	市商工会☎471・7577

相談内容	相談日	時間	会場	相談員	問い合わせ先
耐震相談	8日（金）	午後2時～5時	市役所1階屋内ひろば	東久留米建築設計協会会員	同協会事務局・桑原建築設計事務所☎476・1515
教育相談※電話相談も可。	火曜～土曜日	午前10時～午後5時	中央教育相談室（成美教育文化会館内教育センター）	教育相談員	中央相談室☎473・3667
	月曜～金曜日		滝山教育相談室（西中学校隣）		滝山相談室☎475・8909
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～午後5時	児童青少年課（市役所2階）	母子・父子自立支援員	児童青少年課☎470・7736
身体障害者相談	8日（金）	午前10時～正午	市役所1階相談室	身体障害者相談員	前月末までに障害福祉課☎470・7747、ファクス475・8181
知的障害者相談	13日（水）			知的障害者相談員	
心身障害者（児）相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター支援員	同センター☎477・2711
職業相談	開庁日		市役所2階ワークコーナー	ハローワーク三鷹職員	※直接会場へ。
住宅増改築相談	14日（木）	午前10時～正午、午後1時～4時	市役所1階屋内ひろば	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	※直接会場へ。
消費者相談※電話相談も可。	平日		生活文化課（市役所2階）	消費生活相談員	市消費者センター☎473・4505※直接会場へ。
行政相談	6月は実施しません			行政相談委員	生活文化課☎470・7738
妊婦訪問	希望する方は右記へ問い合わせください。		ご自宅	助産師・保健師	健康課保健サービス係☎477・0022
赤ちゃん訪問					
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	福祉総務課（市役所1階）	相談支援員	福祉総務課☎470・7741